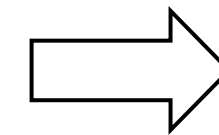


中野市利用者負担額(保育料等)

別表1

教育標準時間認定を受けた子ども(1号認定)の利用者負担額【現行】

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層	定義	3歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
第2-1	当年度分市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む)	円 0	円 0	円 0
第2-2	上記以外の世帯	3,000	0	0
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	3,000	0	0
第3-2	上記以外の世帯	10,100	5,050	0
第4	当年度分市町村民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	17,200	8,600	0
第5	211,201円以上の世帯	22,400	11,200	0



教育標準時間認定を受けた子ども(1号認定)の利用者負担額【改正案(令和元年10月1日～)】

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層	定義	3歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
第2-1	当年度分市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む)	円 0	円 0	円 0
第2-2	上記以外の世帯	0	0	0
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	0	0	0
第3-2	上記以外の世帯	0	0	0
第4	当年度分市町村民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	0	0	0
第5	211,201円以上の世帯	0	0	0

◎幼稚園又は認定こども園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから数えて2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料になります。
 ◎市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、小学校3年までとしていた多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2-2階層の世帯は、第2子以降が無料、3-2階層の世帯は、第2子が半額、第3子以降は無料になります。また、ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、第2子以降が無料になります。